

坂監公表5第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年2月22日

坂出市監査委員 稲田茂樹

坂出市監査委員 丸岡豊和

(別紙)

令和5年度財政援助団体等監査の結果報告

1. 坂出商工会議所の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

坂出商工会議所（以下「商工会議所」という。）の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに建設経済部産業観光課（以下「産業観光課」という。）・政策部政策課（以下「政策課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

財政援助の名称及び金額

① 坂出商工会議所運営補助金	5,494,000 円
② 坂出商工会議所小規模事業補助金	1,800,000 円
③ 坂出商工会議所青年部事業補助金	200,000 円
④ 坂出商工会議所女性会事業補助金	200,000 円
⑤ 若手後継者育成事業補助金	400,000 円
⑥ 商工振興事業補助金	1,900,000 円
⑦ 地域振興イベント補助金（駅近「さかいで楽市楽座」）	300,000 円
⑧ 坂出市婚活支援事業補助金	500,000 円
⑨ 坂出ビジネスサポートセンターSaka-Biz の 管理運営等に関する業務委託料	30,762,257 円
合計	41,556,257 円

2. 監査の実施期間

令和5年9月8日から同年11月9日まで

3. 実施した監査手続

商工会議所の上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、商工会議所から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、産業観光課・政策課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 商工会議所の概要

商工会議所は、前身である坂出商工会として大正初期まで活動記録は遡り、その後、村の合併等を経て、昭和12年11月6日に現在の商工会議所となった。

また、商工会議所は、商工会議所法（昭和28年10月1日施行）に基づく公的な性格を持つ特別認可法人として、地域における商工業の継続的発展と社会一般の福祉の増進のため、

「非営利性」・「公益性」・「普遍性」を原則として運営している。

2. 商工会議所の監査の結果

商工会議所の上記財政援助に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

今後とも、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

3. 産業観光課の監査の結果

産業観光課における商工会議所に対する上記財政援助に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

4. 政策課の監査の結果

政策課における商工会議所に対する上記財政援助に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

第3 監査委員の意見

1. 坂出商工会議所の役割について

現在、商工会議所が取り組んでいる分野は、産業部門におけるゼロカーボンに向けた調査研究や商店街の空き店舗対策、さらには、中小企業振興等、広範多岐に亘っており、組織体制も世代交代が進む中で使命感を持って真摯に業務に当たられていることをひしひしと感じたところであり、非常に頼もしく感謝申し上げる。

これからも坂出市の地域経済の中核を担う団体として、更なる貢献を期待している。

2. 商工会議所会員の拡大対策について

商工会議所の議員定数の拡大や会費の改定により大幅な増収に繋がっている一方で、事業所数や会員数の減少傾向が続く等、会議所を取り巻く環境は今後益々厳しさを増していくと考えられる。

今後は、創業者や若手経営者層が加入しやすい環境を整え、加入することにメリットを享受できる魅力ある会議所へと更なる改革を推し進めていただきたい。

3. 商店街等の空きスペースの利活用について

長年の懸案事項である人工土地1階部分の空きスペースや商店街の空き店舗については、商才に長けた若手経営者等が新しいビジネス等でチャレンジできる場所として利活用できるよう市と連携して支援体制を整えていただきたい。

4. SNS への情報発信について

日頃より商工会議所が取り組んでいる様々な施策や事業等を市内外に対し積極的にアピールしていくには、会報誌のみならず市民の誰もが目に留まることができて、更には遡及率

が高く反響が大きいメディア媒体を活用した、きめ細かな情報の発信や更新に努めていただきたい。

2. 公益財団法人坂出市学校給食会の監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

公益財団法人坂出市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行ならびに教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

補助金の名称および金額

坂出市学校給食事業補助金	116,802,971円
--------------	--------------

2. 監査の実施期間

令和5年9月8日から同年11月9日まで

3. 実施した監査手続

学校給食会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、学校給食会から提出された資料および提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、教育総務課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. 学校給食会の概要

学校給食会は、坂出市における学校の給食事業の充実発展とその運営の適正を図り、学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として昭和54年3月17日財団法人として設立、その後平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。令和4年度では、幼稚園3園・小学校11校・中学校4校共通の献立作成、給食に使用する物資の共同購入等、児童・生徒のバランスのとれた栄養豊かな給食を効率的に実施している。

令和4年9月1日より坂出市給食センターの稼働に伴い、事務所を坂出市学校給食センター内に移転した。

2. 学校給食会の監査の結果

学校給食会の財政援助に係る出納その他の事務は、目的に従い適正に処理されているものと認められた。

今後とも、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

3. 教育総務課の監査の結果

教育総務課における学校給食会に対する上記補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

第3 監査委員の意見

1. 健康面に配慮した醤油のPRについて

4年前から、子どもたちの健康面に配慮するため、栄養指導士の助言により地元の醤油メーカーが日本酒、鰹出汁等のグルタミン酸や甘味料を一切使用しない醤油を開発し、学校給食に取り入れていることは、子どもたちの健康面に配慮した安全安心な食を提供している点で、市内外に誇れる取り組みである。

今後は、子どもたちの健康増進や地産地消の観点から、本来の醤油を使用した学校給食であることを大いに周知していただきたい。

2. 地産地食の推進について

学校給食会と香川県農業協同組合との間で学校給食での地場産農作物の利用拡大を目的に連携協定が締結されていることは、本市農業分野での生産振興や雇用の拡大、さらには、子どもたちの食育の推進にも繋がり、地産地食の観点からも大いに評価したい。

先ずは、食材の安定供給と品質管理に十分意を配しながら、子どもたちの心身面での健全育成に努めていただきたい。